

1	氏名 男 ・ 女 生年月日 M. T. S. H 年 月 日生 (歳) 住所
2	医学的判断 ○ 病名 (F) ○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など) ○ 参考事項 (入院期間： 年 月 日～ 年 月 日) (通院期間： 年 月 日～ 年 月 日 又は 現在通院中)
3	現時点での病状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見 ア 残遺症状がないか又は極めて軽微であり、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」をいう。) を欠いていないと認められる。 イ 残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠いていないと認められる。 ウ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いている可能性が認められる。 エ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いている可能性が認められるが、6か月、又は6か月より短期間 (か月) で、「安全な運転に必要な能力を欠いていない」との診断ができる見込みがある。 オ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いていると認められる。 カ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を一部欠いていると認められるが、6か月、又は6か月より短期間 (か月) で、「安全な運転に必要な能力を欠いていない」との診断ができる見込みがある。 キ 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠いていると認められる。 ク 病状を踏まえると、安全な運転に必要な能力を大きく欠いていると認められるが、6か月、又は6か月より短期間 (か月) で、「安全な運転に必要な能力を欠いていない」との診断ができる見込みがある。
4	現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見 (3でア又はイに該当する場合のみ) ア 安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状 (以下単に「症状」という。) が再発するおそれがないと認められる。 イ 症状が再発するおそれがないとまでは認められないが、今後 () 年程度であれば症状が再発するおそれはないと認められる。 ウ 今後、1年以内に症状が再発するおそれは否定できない。 エ 今後、1年以内に症状が再発するおそれは否定できないが、6か月、又は6か月より短期間 (か月) で、症状が再発するおそれはないと認められると診断できる見込みがある。 オ 今後、1年以内に症状が再発するおそれが認められる。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称、所在地

担当診療科

担当医師名

印

【診断書作成に当たっての留意事項】

- 1 自動車等の安全な運転に必要な、認知、予測、判断、操作能力の有無
 - 2 意識障害（発作）のおそれの有無
 - 3 運動障害（けいれん、麻痺）の有無
- 等により、運転の可否を判断する。

医学的判断について

《病名》

- 状態像ではなく、病名を記載する。ただし、病気と認められない旨の診断である場合には「○○の症状（状態像）があるが、病気とは認められない」と記載する。

《総合所見》

- 3及び4の意見を導く根拠となる症状や経過等を具体的に記載する。

現時点での病状（運転能力及び改善の見込み）についての意見

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合には、記載不要である。
- ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ又はクのいずれかを○で囲む。
病状（症状）を踏まえ、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作等に
 - ・ 支障がないと認められる場合は、**ア又はイ**
 - ・ 支障があると認められる場合は、**ア及びイ以外**
 - ・ 必要な能力を一部又は大きく欠いている場合は、その理由を総合所見欄に記載する。
- エ、カ及びクについては、本項目でア又はイの判断ができる見込みだけでなく、4においてもア又はイの判断ができる見込みがあることが必要であることに注意する。
- エ、カ及びクにおいて、6か月より短い期間で判断できる見込みがある場合には、（ ）内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。
- 一度エ、カ及びクの判断をした者について再度エ、カ及びクの判断をする場合には、2の所見欄に、前回の見込みが異なった理由（環境要因の変化等）を具体的に記載する。

現時点での病状を踏まえた今後の見通しについての意見

- 2において病気とは認められない旨の診断を行った場合は記載不要である。
- 3でア又はイに該当する場合のみア、イ、ウ、エ又はオのいずれかを○で囲む。
- 病状（症状）を踏まえ、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断、操作等に
 - ・ 支障がないと認められる場合は、**ア又はイ**
 - ・ 支障があると認められる場合は、**ウ、エ又はオ**
- ア、イ、ウ、エ又はオの判断に当たっては、診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態（要因）の範囲内で判断してもよい。
- イの（ ）内には1年以上の数字を記載する。
- エにおいて、6か月より短い期間で判断できる見込みがある場合には、（ ）内に当該期間（1か月～5か月）を記載する。

【診断書作成者等】

- 臨時適性検査の場合には「専門医」に○印を付し、主治医である場合には「主治医」に○印を付す。主治医が臨時適性検査を行う場合には、両方に○印を付す。